## 回答様式(高速自動車国道の料金割引に関する意見について)<br/>

・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速 自動車国道の料金割引の考え方(案)」に関する下記の各項目について、ご意見を ご記入下さい。

## 都道府県・政令市名

## 和歌山県

#### 1. 料金割引の基本的方向性

- (1) 割引の還元のあり方
- (2) 割引率や対象時間の考え方
- (3) 割引対象車両について
- (1) ・コスト縮減を徹底し、高速自動車国道の整備効果を最大限発揮するため、利用者が割引を実感でき、利用促進に繋がるメリハリのある制度とすべき。
  - ・高速自動車国道の機能を担っている一般有料道路についても、割引を検討すべき。
- (2) 地域毎の利用実態や利用特性を勘案し、並行する一般道路の渋滞解消や事故軽減、沿 道環境改善などの外部効果にも十分配慮した弾力的な割引を積極的に導入すべき。
- (3) ETCの積極的な普及促進策を実施することを前提に、ETC車両のみを対象とする ことは妥当である。

#### 2.別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方

物流事業者など大口利用に対する割引は、輸送コスト削減により商品価格の低減につながり、消費者にとっても広く便益があることから、また、農水産物の出荷など鮮度を重視する商品の輸送コスト削減は、地域の市場競争力を高め、ひいては地域の活性化につながるため不正利用の排除を前提に実施することは妥当である。

# 具体的な割引内容(案) (1)割引内容(案)

- (2)割引結果
- (1) ・マイレージ割引は、利用実績に対応して割引されることから、公平でかつ割引が実感出来るものである。
  - ・大口利用者対象割引は、物流事業者など大型車の高速自動車国道利用を促進することから、一般道路の負荷軽減や地域産業の競争力強化にもつながり、有効である。 ただし、地域には中小物流事業者の割合が高いことも配慮し、対象額を検討すべき。
  - ・時間帯割引については、高速国道の有効活用および一般道路の課題解消に対し、有 効な制度である。
- (2) 利用実態と整合した割引結果は、利用者の理解が得られ妥当である。

かい ルナユム・	4 - 4 L DD 101	1	に適時適切な見直し
- 名法 充示 日( )	ᄼᄼᄿᄭᅜᆂᅚᇜ	17E 3D / N	1、明诗明777日日
	'사ᄼᄼᄼᄼᄉ		1~ 趣い 趣 タリ゙み ル 臣 し

効果に応じた見直しは重要である。

## ※その他の意見

・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

(一般有料道路海南湯浅道路等の料金値下げ・料金割引)

・高速自動車国道ネットワークの一環であり、4車線化事業中の海南吉備間は、一般有料道路として供用されていることから料金が著しく高く、交流および産業活性化の阻害要因になっているため、早期に高速道路並料金に下げるとともに、今回の料金割引を適用し利用しやすくすること。また、同じく一般有料道路として供用中の湯浅御坊道路についても、今回の料金割引を適用されたい。

(海南吉備間:普通車 930 円/400 円、大型車 1,470 円/600 円 凡例:現行料金/高速並料金)

### (総論)

- ・本来、高速道路料金は、採算性のみにとらわれず、社会経済活動全体に及ぼす便益、効果 を総合的に勘案し、弾力的に設定すべき。
- ・現行料金体系は、対距離制区間以外に特別料金区間や均一料金区間が混在し、加えて一般 有料道路区間が別途料金となっていることから、利用者にとって複雑でわかりにくいため、 利用者の視点に立った使いやすい料金体系に見直すべき。また、コスト縮減の観点からも、 随所で料金徴収する現行システムを改善されたい。

## (各 論)

- ・料金割引は現在の利用者に便益を還元するものであり、実施すべきであるが、将来の利用 者に大きな便益をもたらすネットワーク整備についてもスピードを落とさず国の責任の もと推進すべき。
- ・観光目的の利用を促進するため、観光閑散期の休日料金の割引などにより観光振興を図る 制度も検討されたい。
- ・大口利用者割引は、県内に中小事業者が多く、その利用促進が地域経済の活性化につなが ることにも配慮した制度とされたい。

・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。